

記載例

※ 委任者本人がすべて自署して下さい。

委任状

(記入日) 令和 年 月 日

受任者
(代理人) 住所
氏名
(窓口に来られる方の住所・氏名)

委任者(この場合、霞城紅子さん)が4箇所全てを書いてください。
※受任者(山形太郎さん)は何も書きません。

以下の届出を示します。

住民異動届出・転入届・転出届・転居届・世帯変更届・記載事項変更

自署の場合、押印は必要ありません。
※自署でない場合は押印が必要です。

○住民異動届出後の住民票の写しの申請及び受領について、

委任します 委任しません

(どちらかに印を記入ください)

委任者 住所
氏名
(委任する方の住所・氏名・連絡先) (自署の場合は押印不要)
平日昼間の連絡先 () —

(宛先) 山形市長

注) 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条(私文書偽造等)又は同法第161条(偽造私文書等行使)の規定により罰せられます。

※ 委任者本人がすべて自署して下さい。

委任状

(記入日) 令和 年 月 日

受任者
(代理人) 住所
氏名
(窓口に来られる方の住所・氏名)

○上記の者に、私に関する住民異動等届出につき、一切の権限を委任します。

※住民異動等届出は以下の届出を示します。

- ・住民異動届出(転入届・転出届・転居届・世帯変更届)
- ・個人番号カード記載事項変更

○住民異動届出後の住民票の写しの申請及び受領について、

委任します 委任しません

(どちらかに印を記入ください)

委任者 住所
氏名
(委任する方の住所・氏名・連絡先) (自署の場合は押印不要)
平日昼間の連絡先 () —

(宛先) 山形市長

注) 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条(私文書偽造等)又は同法第161条(偽造私文書等行使)の規定により罰せられます。